

学校関係職員からの公益通報の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校関係職員(以下「職員」という。)が公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づいて行った公益通報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 この要綱において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)、職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)及び静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の適用を受ける者のうち、浜松市立幼稚園条例(平成17年浜松市条例第270号)に規定する幼稚園、浜松市立小学校及び中学校条例(昭和39年浜松市条例第37号)に規定する小学校及び中学校、浜松市立浜北養護学校条例(平成17年浜松市条例第246号)に規定する特別支援学校並びに浜松市立高等学校条例(昭和39年浜松市条例第38号)に規定する高等学校に勤務する者
- (2) 浜松市技能労務職員の給与に関する規則(平成16年浜松市規則第51号)の適用を受ける者のうち、浜松市立学校給食センター条例(平成17年浜松市条例第180号)に規定する学校給食センターに勤務する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職にある者(浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例(昭和31年浜松市条例第48号)第2条第1項第1号から第30号までに掲げる者(別に定める者を除く。))を除く。
- (4) 地方公務員法第22条第2項の規定により臨時的に任用されている者
- (5) 女子教育職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項により臨時的に任用されている者
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号により臨時的に任用されている者
- (7) 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。)

(通報の窓口)

第3条 職員からの法第2条第1項に規定する公益通報(以下「通報」という。)の窓口は学校教育部教職員課とする。

2 通報を受けた職員は、直ちにその概要を教職員課長に報告しなければならない。

(通報の取扱い)

第4条 教職員課長は、前条第2項の規定に基づく報告があったときは、当該通報をした

職員からその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

- 2 教職員課長は、前項の規定による通報の趣旨の確認により、当該通報が適法なものであると判断したときは、次条に定める内部通報対策委員会に報告し、対策を協議しなければならない。

(内部通報対策委員会)

第5条 職員からの通報を処理するため、内部通報対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会には、次に掲げる職務を掌握する。

- (1) 通報に関する調査、報告及び公表
- (2) 法第9条に規定する是正措置等の通知
- (3) その他、通報の処理に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、学校教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、教職員課長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、職員のうちから浜松市教育委員会が命じる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。この場合において、委員会は、被通報者等の権利を不当に侵害することのないよう公正誠実に対応しなければならない。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員からの公益通報の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。